

令和6年度 徳島県障がい者自立支援協議会 議事概要

1 日 時

令和7年3月10日（月）午前10時00分から正午まで

2 場 所

徳島県立障がい者交流プラザ 3階 研修室

3 出席者

(1) 委 員（50音順）

川島 成太 委員
小林 日登美 委員
佐河 勇気 委員
田岡 泰典 委員(副会長)
高田 逸雄 委員
竹田 文昭 委員
益田 暁子 委員
森泉 摩州子 委員(会長)

(2) 関係部局及び事務局

障がい福祉課3名、発達障がい者総合支援センター1名、
健康寿命推進課1名、精神保健福祉センター1名、
東部保健福祉局1名、南部総合県民局1名、西部総合県民局1名、
特別支援教育課1名、障がい者相談支援センター3名

4 次 第

- 開 会
- 挨 拶 障がい福祉課長
- 議 事

(1) 各部会等の開催状況について

- ① 人材育成部会
- ② 地域自立支援協議会推進部会
- ③ 各検討会議
 - ア 医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議
 - イ 行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議

(2) その他

- 閉 会

【配付資料】

資料1 人材育成部会 開催状況報告
資料2 地域自立支援協議会推進部会 開催状況報告
資料3 各検討会議 開催状況報告
参考資料1 徳島県障がい者自立支援協議会について
参考資料2 （自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン（厚生労働省 R6.3）
参考資料3 人材育成支援ハンドブック（仮称）（案）

5 議事概要

＜会長及び副会長選任＞

徳島県障がい者自立支援協議会設置要綱第3条第4項の規定により、会長を委員の互選により森泉摩州子委員に、副会長を森泉会長の指名により田岡泰典委員に選任した。

＜議事（１）各部会等の開催状況について（①人材育成部会）＞

（会長）

まず、「議事（１）各部会等の開催状況について①人材育成部会」となりますが、今回、委員改選に伴い、新任の方が多くなっていますので、事務局からは、徳島県障がい者自立支援協議会の仕組み等を説明いただいたのち、「人材育成部会」の開催状況を説明いただければと思います。

※事務局から資料１、参考資料１～３により説明

（会長）

それでは、御説明いただいた件について御質問、御意見がございましたら、お願いします。作成いただいたハンドブックで、複雑に絡み合っている様々な研修を整理いただけたと思います。資料内にある各研修の問合せ一覧により、どこにどう相談したらいいのか、分かりやすくなったと思います。

（委員）

ハンドブックで、ピアサポート研修も分かりやすく整理をしていただいたので、是非活用したいと思います。

（副会長）

国研修（相談支援従事者研修指導者養成研修）に派遣していただいた。その中で他県と情報交換をした。人材育成部会で話し合うべき内容かもしれませんが、人材育成ビジョンについて、本県では相談支援専門員向けのものが策定されているものの、県によっては、障がい福祉人材育成ビジョンといった網羅的なビジョンを策定している県もありました。サビ管向け、行動障がい支援者向けといった分野に限らず、全体的な人材育成ビジョンがあればいいと感じました。

また、各地域自立支援協議会においても、人材育成をしなければならないという流れがあります。そこでは、現場のＯＪＴやスーパービジョンなどが重要視がされていますので、こうした点も踏まえていただければと思います。

＜議事（１）各部会等の開催状況について（②地域自立支援協議会推進部会）＞

続きまして、「議事（１）各部会等の開催状況について②地域自立支援協議会推進部会」の開催状況について、事務局より説明をお願いします。

※事務局から資料２により説明

(会長)

それでは、御説明いただいた件について御質問、御意見がございましたらお願いします。

ただいまの説明で、来年度から、各単独設置に切り替わる地域自立支援協議会があるということですが、当面は、今回見直した委員体制で進めるということでしょうか。

(事務局)

来年度から、東部Ⅱと南部Ⅰの地域自立支援協議会が単独設置に切り替わる予定と伺っています。基本的には、各協議会から出席いただき、情報交換をしていただきたいと考えているため、委員数が増加する可能性があります。一方、他の地域協議会にも出席され、内情をよく御存じの方がいれば、兼任という形で出席されることもあるかと思います。

(会長)

それぞれの地域にきちんと情報を共有できればいいと思います。

＜議事（１）各部会等の開催状況について（③ 各検討会議）＞

続きまして、「議事（１）各部会等の開催状況について②各検討会議」の開催状況について、「ア 医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議、イ 行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議」をまとめて、事務局より説明をお願いします。

※事務局から資料３により説明

(会長)

それでは、御説明いただいた件について御質問、御意見がございましたらお願いします。

各検討会議では、様々な切実なお声があり、県だけで解決していくのが難しいようであれば、国に働きかけることも必要かと思います。中核的人材養成研修については、受講者からの意見にあるように、研修内容に加え、事業所内の協力が大事だと感じました。また、研修を受けたら講師になるということも、受講者の負担になりそうな気がします。

(委員)

医ケア児には、就学に関わる際の現実的な問題点がいろいろあると思われます。現状や、今後こうしたことができたならみたいなのがあれば、教えていただきたい。

また、行動障がいでは、ハナミズキ（県発達障がい者総合支援センター）における市町村困難事例サポートチーム現場派遣事業での取組の感想をお教えいただけたらと思います。

(事務局)

医ケア児の就学についてですが、特別支援学校においては、看護師を配置いただいているので、比較的スムーズにいつているのかと思います。それ以外の学校では、必要に応じて、国事業を活用して配置しているところもあります。

(委員)

医ケア児によらず、お子さんを地元の学校に通わせたいというニーズは昔からあります。医ケア児になってくると、そのハードルがより高くなってくる。就学調整などで、教育との連携における課題、若しくは、期待があれば教えていただきたい。私の地域でも対象者がいるので、支援の方向性など、助言をいただけたらと思います。

(事務局)

医療的ケア児をはじめとする障がい児が、一般の学校の特別支援学級を希望される場合は、本人や保護者の気持ちを一番に優先して、就学先を決定しています。県教育委員会としては、市町村にそのような希望があった場合には、本人や保護者の希望を尊重していただくよう指導しているところです。

(事務局)

市町村困難事例サポートチーム現場派遣事業については、今年度（令和6年度）から、全県域を対象とし、県内全ての自立支援協議会に対し御案内し、周知に努めたところです。今年度の派遣数は、12件前後を想定していましたが、6件となっています。事業所からは、支援がうまくいっていないところを外部の方に見られるということについて、抵抗感があるというふうに聞いています。

一方、これまでサポートチームによる支援を実施してきた南部圏域では、事業所でのしんどさみたいな部分を共有したりとか、新たな視点で次の日からやってみようとか、ある種のポジティブな部分の強化に努めているということについての理解が徐々に浸透してきているところであり、南部圏域の他の事業所からも事例が挙がってくるなど、いい循環が始まってきているのかなと感じています。

ただ、本事業は、我々が1、2時間、現場を訪れただけで、事業所における困難な状況が一気に解決する性質のものではありません。こうした点を御理解いただいた上で、支援者同士のつながりをつくり、困ったときの相談先を知っていただくなどにより、支援体制の充実を図っていただけたらと考えています。

(委員)

行動障がいの問題は職員が抱え込みがちなので、そういった意味で、閉塞した状況に外の風が入ることは、本当にいい機会だと思っています。自分たちだけで、困難事例を継続して支援をするためのモチベーションを維持するというのは難しい面があります。様々な専門職の方とつながる、視点を変えるという意味でも大事な事業だと思いますので、引き続き、取組を進めていただけたらと思います。

(会長)

サポートチームを派遣依頼した場合、その事例には守秘義務がかかると思います。ただ、1つの事業所だけがそのノウハウを得るとするのは、少しもったいない気がします。

(事務局)

基本的には、各地域の自立支援協議会から派遣の申入れを受けています。このため、場合によっては、自立支援協議会の定例会などの場で、事例を提供していただいて、いわゆるインシデントプロセス法（実際に起こった出来事をもとに、参加者が事例提供者に質問することで、出来事の背景や原因となる情報を収集し、問題解決の方策を考える手法）により、いくつかのグループで協議をしながら、事例検討をさせてもらったりもしているので、そのあたりは柔軟に対応できたらいいかなと思います。

(副会長)

私は、行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議の委員として参加させていただいています。数年前、地域の自立支援協議会から、行動障がいのある方がサービスを受けるこ

とが断られて、サービスを受けることができない、サービスにつながりづらいというような状況があったことから、県に提言をし、令和2年に支援検討会議が設置されました。国でも、中核的人材や広域的支援人材などの様々動きはありますが、それに先立ち、県では、支援検討会議において協議を重ねてきたところであり、ハナミズキの市町村困難事例サポートチームの実施や、法定研修である強度行動障がい支援者養成研修にプラスした形でフォローアップ研修を実施していただいています。フォローアップ研修では、専門的知識のある県外講師にも来県いただき、県内で支援をされている方々のスキルアップにつなげていただいております。

また、先ほど中核的人材養成研修を受講したからといって、問題行動がすぐに解決していくようなものではないといったお話がありました。個人的には、危機的な状況が続いているなと思っています。というのも、本県では他県と比べ、障害者支援施設に、行動障がいのある方がたくさん入所されております。

国全体で人材不足が生じていますが、とりわけ障がい福祉分野では、喫緊の課題となっています。行動障がいの方々の支援は、支援者の方々のスキルも必要ですし、苦勞がたくさんあります。そうした中で、支援がなくなりリタイアされる方がいます。施設・事業所による職員の採用は、最近では、高齢の方、外国の方のケースも増えています。

雇えばまだいいですが、最近では、募集を出しても全く人が集まらないという状況にあります。こうなってくると、施設ではみられないので、地域でみていくという状況になってくるかと思います。私も答えを持ち合わせてはいませんが、今後も、行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議の中で、何らかの案を出しながら、また、工夫しながら取組を進めて参りたいと思いますので、県においても御協力をいただけたらと思います。

（会長）

強度行動障がいのある方で、施設の入所待ちの方がたくさんおられて、一方で、日中活動系サービスの利用も多く、職員の皆さん、非常に努力されています。引き続き、行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議の中で御検討いただきたいので委員の皆様、事務局の方もよろしくお願いします。

＜議事（２）その他＞

それでは、「議事（２）その他」ですが、本日の議事全般に関して、また、そのほか何でも結構ですが、御質問や御意見はございませんか。

（委員）

今年度、国において障害者地域生活支援体制整備事業が実施されることとなり、先般、全国を6つのブロックに分け、研修会が開催されました。

事業目的は、障がい福祉計画において、令和8年度末までを目標とした基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点の整備の促進、また、今日もお話があった自立支援協議会の効果的な運営の促進という三本柱となっています。

資料1に、基幹相談支援センターについては、令和8年度末に全市町村での設置が目標との記載があり、地域生活支援拠点についても、緊急時における地域の中での御本人さんと家族の安心安全を担保していくという視点から、市町村における体制整備が求められています。ただ、これを市町村だけで実施することが難しいので、県としてバックアップ、伴走しながらやるのが大事なことでと思います。先駆的な県では、県と市町村がしっかりと連携しながら設置が進んでいるということを知っています。

令和8年度末といっても、あと2年間しかない中、県内では基幹相談支援センターの設置が進んでいないという現状があります。しかし、地域の中では基幹や拠点の設置等について、何とかせないかんという意識はあっても、それをどうやってすればいいのかわからない状況にあります。今後どのような見通しを持って、県として取組を進めるのか、是非お聞かせいただければ頂きたいと思います。

(事務局)

全国ブロック会議については、障がい福祉課、障がい者相談支援センターの職員が出席させていただきました。障害者総合支援法が改正され、令和6年4月から、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の設置等が市町村の努力義務化され、国の基本指針においても令和8年度末までに設置等を進める方針が示されました。先ほど委員から御発言がありました通り、本県の障がい福祉計画においても、指針に従い、同内容が盛り込まれているところです。

このため、国におきましては、各都道府県の担当職員等を対象とした全国ブロック会議を開催することとしたところであり、中国・四国ブロックにおきましては、去る1月、広島県で開催がされたところでもあります。

会議では、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の設置・整備を含めた、地域の相談支援体制の強化や、協議会の効果的な運営の促進といったところについて、国から行政説明があった後、他県との意見交換がありました。

他県との意見交換の多くは、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の設置等に向けた内容であり、多くの県で、市町村において設置の必要性が十分に理解されていないのではないかとか、市町村からは設置に向けた情報が不足しているという意見があるとか、他の地域の状況がわからないといったような意見が聞かれました。

今後の取組ということでは、本県においても、他の県と同様の状況であるということを踏まえまして、障がい福祉課、障がい者相談支援センターが連携し、県自立支援協議会の推進部会を通じた、各種情報の共有はもちろんのこと、今月開催予定を予定しております市町村障がい福祉主管担当者等説明会において、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の設置等の必要性とともに、基幹相談支援センターの担い手の核となる主任相談支援専門員の育成の必要性についても周知して参ります。

また、来年度の具体的な取組としては、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点の取組等について、市町村向けの調査を実施し、結果につきましては、市町村、県が共有することにより、情報の見える化を図ってまいりたいと考えています。

(会長)

ありがとうございます。県でもいろいろな方法で市町村に積極的に情報を投げかけていただけるということです。ただ、実際には、市町村も必要かなと思っても、各地域自立支援協議会で情報共有や連携ができているか、なかなか踏み出しにくいとかあるかもしれません。実際の現場ではどうですかね。各協議会では、割と熱心に関わってくださっているとは思いますが。

(委員)

昨年、香川県を訪問する機会がありました。香川県では、基幹相談支援センターの設置は高松市のある圏域のみであり、四国では徳島県と香川県の設置率が低い状況にあります。そのときに、全県域の委託相談支援事業所が集まる会議がありましたが、そこでの御意見を伺っていると、何となく委託事業所が頑張りすぎていて、それを横で見ている行政は何

か安心してしまっているように見えました。

徳島県内でも、相談支援事業所が設置されてから、それなりの年数がたっているのも、それなりにやれる事業所が多いというところは、似ていると思います。例えば、主任相談支援専門員には、一般相談以外の地域づくりや人材育成の役割が求められていて、そういう人たちのために基幹相談センターに設置をしてあげましょうという流れがありますが、現場が回っているから設置しなくても大丈夫だよといった話になりやすくなってしまっていると感じます。

そういった点で、実務を担う現場と、これからの相談支援体制がどうあるべきかという俯瞰的な視点とを、誰がどうつなげていくのか。例えば、基幹相談支援センターと自立支援協議会は別々の話ではなくて、障がい児者の相談支援という一つのくくりの中でつながっていることだと思うので、積極的に意見交換とか、状況把握とかをしていくのが、取組を進めるための一つの切り口だと思います。

(委員)

自立支援協議会は、各地域、各市町村にあると思いますが、障がいのある子を持つ個々のお父さん、お母さんは、その会議でどのような話がされているのか分かりません。もちろん、会議に参加している方は、いろいろなサービスや情報などを知ることができますが、個々の親としては困ったときに、どこに相談したらいいか分かりません。

また、障害福祉サービスの支給決定に関して、市町村格差が非常に大きいと感じます。地域生活支援拠点についても、市町村によっては、これは努力目標だから、まだできませんよと言われたりします。徳島市では、親が病気になった場合など支援者がいなければ、緊急で受入れをしてくれたりするところもありますが、それをできない市町村もあります。できれば、格差がない状況をお願いしたいと思います。

(委員)

徳島障害者職業センターでは、基本に就労支援を行っています。徳島市の自立支援協議会にも参加させていただいています。就労支援をする中で、最近は精神疾患等の理由で就労が難しい方が増えてきています。私どもの施設を利用いただいている82～83%の方は、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいの3障がいの方となっています。就労支援は、主治医の意見も聞きながら進めているところですが、利用者自身から体調面等の理由で就労はまだ早いかなと言われることがあります。

そうしたときに、各市町村での障害福祉サービスを利用するという話になってきますが、どのような流れで手続きを進めていったらよいのかという相談を頂くことがあります。当施設から、各市町村に直接問合せをすることもあります。例えば、ホームページに利用施設を全て公開しているので、そちらに直接御連絡いただくことで対応させていただければと思います、と御案内があったりします。ただ、その方は、精神疾患をお持ちの方で、ようやく我々の施設に相談にきていただいているような状況の中で、また新たなところに問合せをすることが難しいこともあります。また、相談支援事業所に相談させていただいても、手一杯で対応が難しいと言われることがありますので、こうした点を、協議会の中でも取り上げていただいたり、対応方針をいただけたらすると、当施設でも御案内できるのかなと思います。

(会長)

御本人さんが、窓口によろやくたどり着いたとしても、違っていたら次に進めなくなってしまうかもしれません。窓口についても、情報を共有しながら進めていただければと思い

ます。

また、国においては就労が大きな柱になってきています。本年10月から就労選択支援がスタートする予定であり、就労についてもアセスメントが必要になってきます。それぞれ、御本人さんの気持ちにしっかり添った支援ができればいいのかなと思います。

(副会長)

先般、新聞で、県では今年9月から0歳から2歳の保育料の無償化を行うという記事を見しました。現在、3歳から5歳の保育料は、既にもう国の制度で無償化になっています。国の制度では、3歳から5歳の障がいのある児童については、児童発達支援や入所施設等の利用についても、サービス利用料が無償となっています。県の0から2歳の保育料無償化については、児童発達支援や入所施設等の利用にまで及ぶものなのか、お伺いできればと思います。

(事務局)

令和7年度当初予算におきまして、0歳から2歳までの保育料無償化に児童発達支援等のサービスが組み込まれるのかとの御質問を頂いております。

県では、少子化の大きな要因である子育て世代における経済的不安の解消及び女性が働きやすい環境づくりにおいて早期に着手・実現する必要があるという考えのもと、このたび、令和7年度当初予算案におきまして、市町村と連携いたしまして、国の制度の対象外になる0歳から2歳について保育料無償化の対象を第1子以降へ拡大するとともに、無償化による事業効果や保育人材の確保に向けた課題等について、多角的に調査検証を行うこととしているところです。

御質問のありました、今回の0歳から2歳の保育料無償化におきましては、障がい福祉分野での児童発達支援等のサービスは対象としてはいないところですが、今後保育施設を管轄する部局とも連携をいたしまして、情報共有しながら対応を図って参りたいと考えています。

(副会長)

実態として、こどもさんの障がいが重くて地域の認定こども園や保育所に通えない場合があります。そうしたこどもさんは、児童発達支援というサービスを使われていると思います。できましたら、国の制度でも児童発達支援等が対象となっておりますので、今後、無償化の方向に向けて、御検討いただければ、ありがたいと思います。

(委員)

無料化ということであれば、先ほど申しましたように、県内の市町村で格差が生じないようにしていただければと思います。

話は少し変わりますが、障がい者の入所施設について、利用者の高齢化が進んでいます。昔は入所施設から、最後まで面倒を見ましょうというお話がありましたが、時代は流れ、今では、施設において看取りはできませんと言われます。病院通いが多いし、認知症が出ているので、退所してくださいと言われたりもします。ですから、障害福祉サービスから介護サービスへの移行をスムーズにしていきたいと思います。

利用者が高齢になっていけば、面倒をみているのは孫とかそういった世代になっておりまして、家に帰ってこられても居場所がない。デイサービスの支給決定はあるとしても、今の障害年金で生活できるんでしょうかとか、そういった切なる御意見があります。障がいのある子を持つ団体としては、障害福祉サービスから介護サービスに移行するための親の

研修会とか、そういったものを考えていかなければいけないと思います。

養護老人ホームの利用についても、何年かかかったりすると聞きますが、利用までの間はどうすればいいのか不安があります。何かいい方法があれば、よろしくお願ひしたいと聞きます。

(会長)

障がいのある方の高齢化対応については、国においても議論がなされているところ聞きます。65歳以降もそのまま障害福祉サービスを使える場合もありますが、知的の施設の中で70歳近い方が他の入居者さんの動きについていけなくなって、怪我をしてしまうようなことも実際あったり聞きます。円滑な移行等については、国の資料としても出ているので、そのあたりについては、また、周知の方よろしくお願ひします。

他に、御意見等ございませんでしょうか。それでは、終了予定時間が近づいてまいりましたので、これで議事を終えたいと聞きます。本日はありがとうございました。

以 上